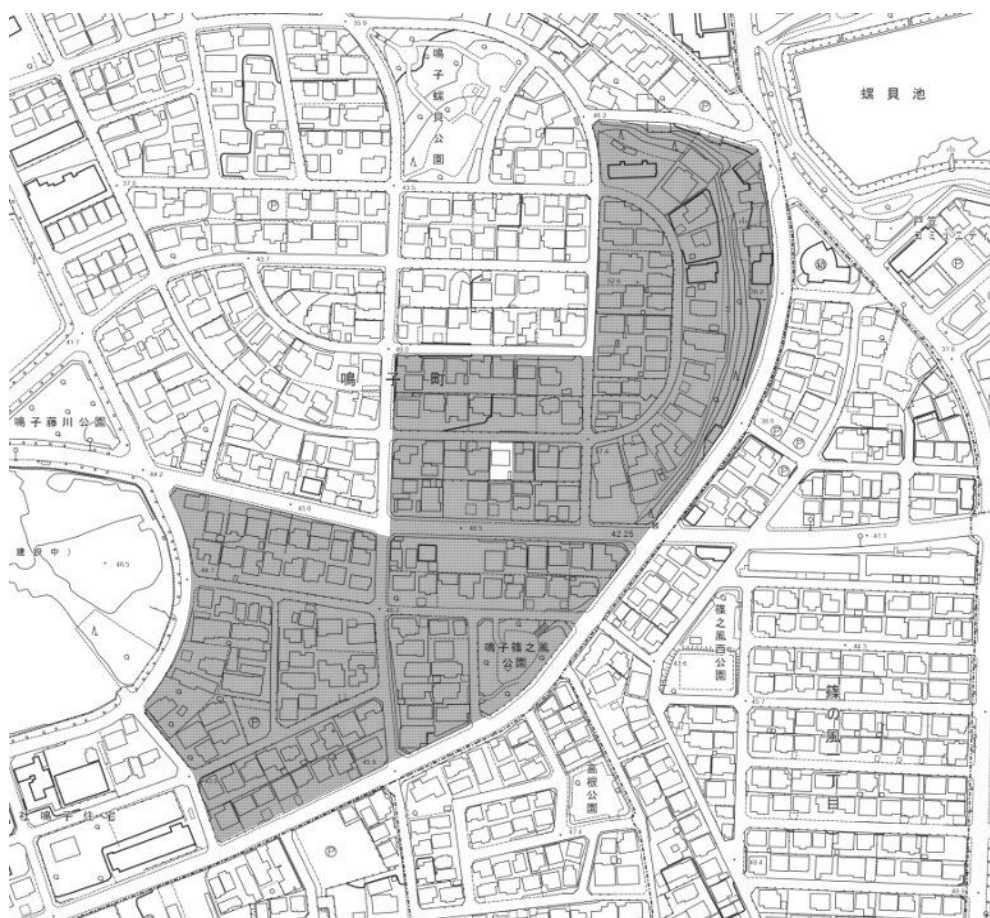


なるこ東地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区鳴子町4丁目・5丁目

【最初の認可】 令和元年5月17日 【最近の認可年月日】 令和元年5月17日 【認可番号】 31指令住建指第22号

【有効期間】 令和6年5月17日 より 5年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 建築物の用途は、一戸建住宅(二世帯住宅、併用住宅等を含む。)とする。
- 2 建築物の階数は、地階を除き2以下とする。
- 3 建築物の敷地の分割や地盤面の高さの変更は、原則行ってはならない。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。